

令和4年第11回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年 11月 15日(火) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 議長 山本 正二 | | |
| 1番 井上 建夫 | 2番 井町 哲 | 3番 村上 浩一 |
| 4番 縄田 善博 | 7番 俵 薫 | 8番 中嶋 誠 |
| 9番 石田 健治郎 | 10番 萬代 泰生 | 11番 伊藤 美和子 |
| 12番 前田 耕次 | 13番 伊藤 新司 | 14番 中野 修 |
| 15番 馬屋原 眞一 | 16番 岸 英法 | 17番 武藤 康志 |
| 18番 安富 法明 | 19番 山本 正二 | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 阿野 秀文 | 野上 武史 | 川島 茂 |
| 岩山 澄男 | 大石 洋典 | 永安 達彦 |
| 山田 孝治 | 松田 康浩 | |
- 5 欠席農業委員
- | | |
|---------|----------|
| 5番 倉増 知 | 6番 安部 好恵 |
|---------|----------|
- 6 欠席推進委員
- | |
|-------|
| 阿川 伸美 |
|-------|
- 7 事務局
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 吉村 昌展 | 副主幹 井村 光敬 | 主事 小幡 和希 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 4 年第 1 1 回総会を開催いたします。本日の出席委員 1 9 名中 1 7 名。よって定数に達しておりますので本総会は成立していることをご報告いたします。ちなみに本日欠席委員 5 番倉増委員、6 番安部委員でございます。</p> <p>それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますがよろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは指名をいたします。1 1 番伊藤美和子委員、1 3 番伊藤新司委員、よろしくお願い致します。本来でありましたら、ちょっとでも話をするんですが、今日は遅うなってますんで何も言いません。これ以上のことは。議事に入っていきたいというふうに思います。</p> <p>それでは議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。高齢となり耕作管理が困難となった母親から農地を譲り受けるものです。まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の所得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしております。5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。土地の表示については、記載の通りです。譲渡人より空家を購入し、併せて農地も譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号～第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願い致します。

武藤委員	<p>17番の武藤です。去る11月8日山本会長、安富職務代理、事務局2名、私の4人、そして各地区担当委員さんと共に現地調査を行いました。では報告致します。</p> <p>1番。●●●●さんの分ですが、こちらの場所の補足をしますと●●という場所です、●●●●●●の近くになるんですが、まず譲受人さんの状況ですが譲受人さんは譲渡人さんの娘さんで耕作管理は既に譲受人さんがしておられます。この●●さんですね、●●の農事組合法人のメンバーでもあるわけです。現地で現在所有している農地の耕作状況を確認しましたが問題は無いと思います。判断として問題なしと感じました。</p> <p>続いて2番です。●●●●さん、この方は梨農家で場所としては●●●●●●の少し手前を山手方面に入った圃場で今耕作されている圃場を見ましたが、問題は無く認めてもいいんじゃないか、と判断しました。以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたら、お願いします。
事務局	1番は休みです。阿川さん、休みです。
議長	はい。2番。
松田推進委員	地区推進委員の松田です。今、武藤委員が言われたとおり何ら問題ありません。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	<p>はい、ありがとうございます。1番につきましては、私も見に行きましたけれど、きちんと耕作はされております。以上でございます。それでは委員の皆様より何かご質疑がありましたらお願い致します。</p> <p>(異議なし) の声</p>
議長	<p>よろしゅうございますか。それでは採決に移りたいと思います。</p> <p>議案 第1号議案につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願い致します。</p>
委員	挙手

議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定を致します。それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>はい。それでは、農地法第4条の規定による許可申請1件について説明致します。資料は3ページ、4ページ資料3の箇所です。申請地は●●●●●から北東へ6kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。耕作管理が出来ないため杉980本の植林をするものです。この件について無断転用ですが、議事目録の無断転用のところは是非が空白になっていますが、申請者の方に聞くと、時期は不明ですが昭和の時代より、農地法の許可を得ることなく植林をされているということでした。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと皆さんにお詫びなのですが、この件につきましては先月この現地調査をしております。その時に実際に植林がされておりましたんで4条申請で出すようにという指導して帰って、今回なのですが、今回お昼前に現地調査から終わる予定だったんですけど、最後14時になってしましまして途中でいろいろありまして遅くなった関係でこの現地、実際には行っておりません。だから前回現地調査された委員の方より現地の状況について報告をお願い致します。
井町委員	井町です。今会長が言われたように●●●に行きました。現地はこのような●●●かなというところで、このようにです。ね木が植えてありますが、20年を超えていないということでございます。このような4条でということでございます。木は小さな木が立っておりました。以上でございます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員のほうから補足説明ございましたら、お願いします。
山田推進委員	●●地区の山田です。前回に行きまして、●●の方から入るようになっております。●●の方からは入れませんでした。それで井町委員が言われましたとおり異常ありませんので報告します。
議長	はい、ありがとうございます。●●●●からですね、約40分位かかります。狭い道をはたがた道を本当に大変なところです。

	<p>昔、私、この手前までは行ったことがあったんですが、途中で木が倒れとったりいろんなことをして。今回は特例として皆さんのほうに私のほうから認めて頂きたいな、という風に思います。木の大きさは、本人は昭和と言っておられるようですが、確かに30年、40年経った木もごございます。徐々に植えておられて一番手前はそれこそ手でぱっと掴まえて指が届くか届かないかな、いうくらい木までありましたんで、現況証明でどのようにもいかないんで4条申請をお願いして帰った次第でございませう。委員の皆さんに何かご意見等ありましたらお願い致します。</p> <p>無いようございましたら採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございませうか。</p> <p>(はい) の声。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし、常設審議委員会の方に移します。それでは議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>はい。それでは、農地法第5条の規定による許可申請3件について説明致します。</p> <p>1件目。資料は5ページ、6ページ資料4の箇所です。</p> <p>申請地は●●●●●から東へ830mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設3基を設置するものです。</p> <p>2件目。資料は7ページ、8ページ資料5の箇所です。</p> <p>申請地は●●●●●から南へ1.7kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に</p>

	<p>該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。</p> <p>3件目。資料は9ページ、10ページ資料6の箇所です。</p> <p>申請地は●●●●●から北西へ4kmの位置にある農業振興地域内農地です。申請地を借り受け新山口幹線鉄塔部材補修工事に伴うヘリポート、荷吊場を設置するものです。農業振興地域内の転用ですが一時的な転用であって当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。おってこの事案につきましては一時転用ですので、事業終了後には原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願い致します。</p>
武藤委員	<p>17番の武藤です。議案第3号1番ですが、こちら場所を補足しますと●●の●●交差点を●●方面へ300m、昔●●●●●があった場所なんです。隣の圃場は既に太陽光発電が稼働しておりまして、●●●●●さんにお聞きしたところ、近隣住民にはもう挨拶済みだ、ということでございます。転用した場合の影響については特に問題ないかと思われまして。よって判断としては問題ないのではないかと思いました。2番。こちら太陽光発電設備なんです。これはですね、場所的には、参考資料の最後の全体地図を参考にして頂ければと思います。こちらは譲渡人さんの家の前の畑なんです。まとめると15アールくらいあるんですが、現在も休耕で保全状態の感じですね。こちら近隣住民の方には既に挨拶済み、説明済み、ということでございます。ちょっと高台みたいなどころなんで転用したところで周りの圃場等には問題はないかとは思いますが。続いて3番のヘリポートですが、こちらはですね、送電線の補修に関わる一時転用になるんですが。こちら●●の山奥のほうで目印らしいものは特に無いので申し訳ありませんが最後のページを参照頂けたらと思います。こちらはですね、過去にもヘリポートとして一時転用されておりまして、今回も利用したいということでした。大変山奥でまわりも山が近いような場所で、転用しても特に問題はないかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員さんのほうより補足説明ございましたら、お願いします。</p>
山田推進委員	<p>●●地区の山田です。武藤委員が言われたこと別に異常ありませんので審議の程、宜しくお願い致します。</p>

阿野推進委員	●●の推進委員の阿野です。委員の報告のとおりです。以上です。
永安委員	永安です。3番の現地行ってみましたけど、かなり山奥で邪魔なものは何もありません。宜しく願い致します。
議長	<p>はい、ありがとうございます。3番につきましてはもう3度か4度ヘリポートで出ておるところでございます。ただ私が思ったのは、3番につきましてはヘリポートにして使って原状回復じゃなくてヘリポートのまま何時から放置されてるんだろうなど、前回行った時も綺麗に整地、造成されておったような気がします。今回も前回よりもまだ綺麗になっておった様な、まあ、穴掘って埋めればすぐに下は肥土でしょうから果樹やったら植えられるかな。綺麗なおところでございます。その周りは背丈より高いカヤとセイタカワダチソウが繁茂しているところです。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いします。</p> <p>よろしゅうございますか。それからもう一個私の方から申し上げておきたいのは1番の畑の部分です。これは登記上の地目部分は宅地でございます。農地にしては珍しい小数点以下が68付いてます。これは地目部分は宅地で、なぜ私が「畑」と知っているかと私が大昔農業委員をやっている時に●●さんがあそこを撤退されたときに地主さんに「どのように今度使われるんですか」という話をしたら、「宅地でこんな広いもの持っていたら大変だからすぐ果樹を植樹します」ということで、いちじく、柿、栗、いろんな果樹が両方の土地に植樹されて、まだ今もいちじくか何か何本も残っているようでございます。そのようなところでございます。他に無いようでございますので、採決に移ってようございますか。はい。それでは、議事順位第3 議案第3号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をし、1番と3番を常設委員会のほうに送付致します。それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農地法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>はい。それでは、農地法に基づく農用地区域の除外申請2件について説明致します。</p> <p>1件目。資料は11ページ、12ページ資料7の箇所です。</p>

	<p>申請地は●●●●●から北西に2.7mの位置にある農用地区域農地です。受注工事の増加に伴い、資機材、社用車が増加しており既存設備が手狭となっているため、資機材置場、駐車場を設置するための農振除外です。</p> <p>2件目。資料は13ページ、14ページ資料8の箇所です。</p> <p>申請地は●●●●●から北東へ4.3mの位置にある農用地区域農地です。現在使用している農業用倉庫が路が狭く、傾斜、鋭角のため機械の出し入れが不便なため、新たに農業用倉庫を設置するための農振除外です。以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願い致します。
武藤委員	<p>はい、17番の武藤です。まず一番上の●●●●●さんの方なのですが、こちら場所の補足と致しましては●●●●●さんの●●●●●の近くになります。現地の状況としましてはこちらの圃場なのですが、何十年の非耕作で持ち主の方が高齢のため今後も耕作は困難であると、まあ草刈りなんかはちゃんと行われておられました。こちら転用した場合の影響なのですが、聞いたところによりますと水路、農道共に現状維持して除外しても近隣農地に影響が無いと思われまますので問題は無いんじゃないかなと感じました。</p> <p>2番目、●●●●●●●の●●●●●さんのところですが、こちらの農業用倉庫なのですが、場所が美祢から●●●●●にトンネルを抜けておよそ1.8km、右折して●●●●●の圃場になります。現地の圃場の状況なのですが、農道そばの圃場でございまして地目が田になっておるんですが現在は畑として利用されている、と言ってもあまり植えてはなかったんですが、当初ですね9.37アールのうちの1.24アールを利用して軽微な変更を目的とされていたんですが、高台にちょっとあるんで半分近くが法面ですね、農業倉庫の面積だけ除外しておられるのは後に使えないようになる農地になる可能性が非常に高いという指摘を会長が言われまして農業倉庫を含めた「農業用作業場」にした方がいいんじゃないかということで提案してこちらの申請になった訳なのですが、こちらも除外しても近隣圃場に影響がないというふうに判断しました。以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。地元委員のほうより補足説明ございましたら、お願いします。
野上推進委員	推進委員の野上です。委員説明のとおり、なんら問題ありません。以上です。
大石委員	只今、武藤さんの方から説明がございました。特に私の方から報告するような内容がございませんのでどうぞ宜しくご審議いただ

議長	<p>くよう宜しくお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。私の方から一言。今、武藤委員の方から報告があったとおり軽微な変更をした場合にですね、その転用部分の3分の1位の広さの下に法が残ります。法の部分はどうなるんですか、と言うたら「あそこは農地です」と言うて、それじゃちょっとおかしいんで、やられるんであれば法の下まできちんと両方に法があるんですが、両方の法の下まできちんと良くして下さい。そのような農地を残されても耕作管理出来ませんので、それと、その農業用倉庫の保全管理のためにその畦畔があるんだからやって下さい、と言ったら使用する部分がありますんでやります、と言うことなんでひとつの田んぼ1枚全部を除外されて許可申請を出されたらどうですか、という事で話をしまして、それではそうします、という事でその場で申請を除外申請に切り替えられたという経緯がございます。以上でございます。</p> <p>委員のほうからご質疑等ございましたら、お願いします。</p>
議長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>(はい) の声。</p>
議長	<p>はい。それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして、原案に対する当番員の報告による協議結果を意見として、議案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
議員	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は協議結果を附してを市長のほうに送付致します。それでは議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>それでは本日配布しております、令和4年11月30日告示、令和4年12月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。</p> <p>今回全体で5筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、7,048㎡、貸し手が2名、受け手が2名でございます。1月が認定日でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適用する</p>

	こと、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議のほう、宜しくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。これ●●は中野委員が良くご存じだと思いますがどうですかね。
中野委員	問題ないです。
議長	問題無いですね。はい。●●●●の推進委員さん、松田さん。
松田推進委員	●●の推進委員の松田です。こちら●●の方から新規就農でこちらに来られて、ずっと梨を作っておられます。何ら問題はありません。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんから何かご意見ございましたらお願いします。
議長	ありませんか。それでは意見も出尽くしたようでございますので採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。それでは全員賛成によって議案第5号は原案の通り決定をさせていただきます。では続きまして議事順位第6 報告第1号 公共工事に伴う転用通知についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 1 件目。資料の1 5ページから1 7ページをお開き下さい。 こちらが美祢市農林課より転用届が提出されました。こちらが災害復旧工事に伴う一時転用届になります。1 2箇所ありますのでちょっと見づらいかもかもしれませんが美祢市全図に落としたものを添付させて頂いております。

	<p>2件目。18ページ、19ページをお開き下さい。</p> <p>こちら美祢市農林課より転用届が提出されました。こちらが小規模治山事業笹尾地区小規模治山工事に伴う一時転用届です。以上報告致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。この一時転用届については、現地調査を行っておりません。公共工事でございますので対応出来ております。住所を見られたら担当地域の方は判るのではないかと思います。どこでどの様な工事してるんかという事だけはきちんと把握をしておいて頂きたいなというふうに思います。それと、これを把握して頂いたら活動報告書の方にもきちんと記載のほうをして下さい。お願い致します。よろしゅうございますかね。</p>
委員	<p>(はい) の声</p>
議長	<p>はい。特に意見ございませんか。無いようでしたら報告第1号を終わらせて頂きます。それでは続きまして議事順位第7 報告第2号 農地法第4条第2項第8号の規定による農地転用届についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>資料の20ページ 資料9の箇所になります。</p> <p>申請地は●●●●●から北東へ4.6 kmの位置にある第2種農地です。農業用水路を拡幅するための届出ということで受理しましたが、現地調査に行ったところ水路の改修ということで特に届出不要の案件ですが、申請を取り下げられなかったのでここで報告致します。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
武藤委員	<p>17番の武藤です。こちらはですね、今事務局が言われたとおり場所をちょっと補足しますと●●●●●●●●集落県道●●●●●●号から300m位の場所なんですけど行ってお話を聞いたところですね、排水路の幅が狭くて大雨が降ると雨水を処理仕切れず困っていると。ちょっと川に繋がる最終的な部分を拡幅したいという事でした。水路自体も古くて、U字溝も入っていないような水路で中も石や砂利が堆積しておりまして、地域の方と協力してまずは掃除から始めてどうか、と提案したんですが、休耕田だらけで地域の協力も得られそうも無いということで。今回は川に繋がる出口付近のみの転用でそこだけやってもあまり効果が薄いんじゃない</p>

議長	<p>んかな、と思ったんですが、農林課に相談して水路の補修に関する補助の申請をされてはどうか、という提案を致しました。もともと水路なんで改修しても特に問題は無いと思いました。以上であります。</p> <p>はい、ありがとうございます。これは水路改修ですから、もともと水路があるところを改修するんですから、わざわざ水路を造るんであれば転用申請になりますけど、そうじゃないんでその必要も無かったのではないかなと、だけど取り下げがありませんのでこのような感じで報告致しました。地元委員さん確認をされておれば一言お願い致します。</p>
川島推進委員	<p>推進委員の川島です。先ほどおっしゃったように両側とも石垣でガタガタしておりまして、まあ草も生えている、という事ですから、これは要するに排水路ですね。これはホント捌け口で道路を横切ったらすぐに排水路ということでこれは綺麗にしたほうが状況がよろしいですから、流れが速いんですから。綺麗になると思います。申し添えておきます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。今の皆さんへ何かご意見がありましたらお願い致します。無いようでございますので報告第2号を終わらせて頂きます。続きまして議事順位第8 報告第3号 農地転用現況証明についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。資料の21ページから23ページ 資料10をご覧ください。</p> <p>申請が4筆。●●●●-●については昭和時代に耕作放棄後、現在は原野となっている状況でございます。●●●●-●については平成3年に居宅を建築した際に進入路として利用され現在に至ります。●●●●-●については平成2年に転用許可を受け居宅を建築されましたが登記がされないまま現在に至ります。●●●●については昭和時代に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。</p> <p>2件目。資料24ページ、25ページ 資料11をご覧ください。</p> <p>申請が2筆。2筆とも昭和40年頃に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。以上報告致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
武藤委員	<p>17番武藤です。まず一番上なんですが、こちらの最初議案1号の1番 3条の許可申請を出されました●●さんの親御さんの名</p>

<p>議長</p>	<p>前になってるんですけど場所はさっきの一番上の議案と同じ場所です。地目はすべて田んぼになっているんですが今事務局が言われましたように●●●●-●は原野となっておりますけど家の近くなんで下草等は刈ってありますが、雑木が生えているような状況でした。他は事務局の説明どおりで申請されたとおりの状況でありました。2番目のこちらはですね、場所を補足致しますと県道●●●●号の100mくらいの集落の排水処理施設の奥の山林になります。ここは山林に囲まれた農地なんですけども既に山林化しているという状況でした。申請どおりにもう山林になっておりました。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員の補足説明がございましたらお願いします。</p> <p>(1番はお休みです。)事務局の声。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。</p>
<p>岩山推進委員</p>	<p>●●の推進委員の岩山です。当日参加出来なかったもので、前々日確認しております。あんなところに田んぼがあったんだな、という感覚で行ってきました。問題ないと思いますね。宜しくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。1番につきまして伊藤新司委員何かわかれば。</p>
<p>伊藤(新)委員</p>	<p>若い時、出ちゃったからよう分からんけれど、昭和49年に帰って来ましたがね、雑木が立ってて、こういった状況になっております。宜しくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見がございましたらお願い致します。よろしゅうございますか。</p> <p>はい。それでは特に発言等がございませんので、報告第3号を終わらせて頂きます。では、続きまして議事順位第9 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読。</p> <p>今回16ページ目にありますように、1件 ●●●●●●●●●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。</p>

議長	<p>はい。ありがとうございます。今の中で何かご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(異議なし) の声</p>
議長	<p>よろしゅうございますか。では、報告第4号を終わらせて頂きます。</p>
伊藤(新)委員	<p>すみません。前に戻るんですけど、公共工事の事案。8番●●で現在この方亡くなってだいぶ経っておるんですけど、どんなもんかなと思って。名義変更されていないんですかね。</p>
議長	<p>多分そうだと思います。この住所でわからなければ農林課に尋ねて下さい。それから場所もきちんと説明してくれると思います。それでもいいし、事務局の方にどこやろうね、って言ってもらったら事務局の方が調べると思います。宜しくお願い致します。多分所有者が登記簿上の所有者で変更して記載されていると思います。</p> <p>それでは、その他の方に入りたいと思います。農業相談日について相談員の報告をお願い致します。</p>
井町委員	<p>2番の井町です。11月8日。2件の相談がございました。まず1件目ですが、●●●●●の●●歳の●●さんという女性でござりますが、近所に●●●●がいらっしゃいまして乾燥機が夜ずっと回っている、と。ゴミと音がして夜が寝られない、という事で相談に来られました。この方は90歳ですが物凄く何と言いますか、メモがとってありまして、令和●年●●月●●日どこに行った、●●に行った、●●●●に行った、●●●●に行った、すごく説明をされました。●●●●に行ったのが令和●年●●月●●日、これに対して総合支所は現地に行きまして、その時には何も言わなかったけれども、後でネット張ったらいいんじゃないか、と言うてくれたという事でございますが、もう言い訳程度のネットでゴミがしてやれないと。それで今年また●●●●に行きました、と。そしたら農業委員の農業相談があるからそちらのほうに行かれたらどうか、という事で8日に来られたという事でした。それで私一応●●●●に確認をとりました。そしたら間違いなくそういう風に言ったという事でございますが、10時からですが1時間くらい同じことを言われまして、本人にはどうも会っていらっしゃらない。●●●●の方に相談をした、という事ですがまあどうかして下さい、ともう精神的にやれない、という事ですね。ただ、次が来られましたので、もう30分くらい待たせまして、1時間半くらい相談されましたけど、もうどうにもならないという事で●●歳の●●さんという方ですが、●●さんと●●●●とそれと公共機関、農業委員でなくてまあ総合支所か、市役所かなんかそういったところと3者でお話をされてはどうか、という事</p>

	<p>を提案しましたら、是非そうさせて下さいと、まあこれだけ言うたからほっとしました、という事で当日は帰られました。私は翌日、総合支所に行きました。総合支所長とそれから職員2名、私と4名で対応協議を致しました。どうかしてあげなきゃいけないだろう、とそれで「農業委員は出来ませんよ。総合支所でどうにかしてくれ。」という事を言いましたら、昨日5時前に電話がありました。●●●●と話したら「もう拠点を変える」と来年からは、●●の●●地区の方へ拠点を変えてそちらの方で作業する、という事で今年だけはこらえてくれという事で●●●●にもそういうふうに言いましたら、「安心しました。まあ今年は頑張ります。」という事で話がつきましたのでここでご報告致します。延々と1時間半位話されましたけど。ただ凄くメモっていらっしまして、●●がこう言うた、●●●●がこう言うた、と凄く言われますけども。しかしながら、話がつきましたので皆様方に報告します。1件目はもう終わりました。以上です。2件目につきましては、岸さんから。</p>
岸委員	<p>はい。2件目でございますが、●●●の●●、●●の近辺で生産者、いや農地所有者が2名来所されました。一人男性の方も付き添いでみえられたんですが、今回の利用権設定、来年の4月1日からの利用権設定で更新という農地がありまして、現耕作者がですね、更新出来ない、と。次の人を探してほしい、と。理由はですね、現耕作者の地元を、現耕作者が優先してどうしてもやらざるを得ない。だから●●まで出て来ることはできない、という申し出があったようです。土地所有者の方がですね、近辺の耕作者、既に7～8名ですね作ってくれないか、という事で法人も含めてご相談されたようですが、全て断られた、と。農業委員会で誰か探してほしい、という申し出があってですね、7～8名については名前を聞いたところ、私も数名は存じておる方なんですが、そこが断られたんじゃ大変だなと、よっぽどもう皆さん大変な耕作状況になっているのではないかな。一件目ですね私が目途を持っているところがありましてですね、名前が出てこなかったんでその人の方に打診しまして作ってくれないかと、と言いましたら既に私の方にも来てるよ、私の方も断りましたという事ですね、とりあえず今のところ、耕作者がいないという事で引き続き探してみるしかないなど。無ければですね農地中間管理機構なりまた探してもらう手もあるかなという事なんです。以前ですね、一人の土地所有者をですね、機構に申請したらしいんですけども、その時に向こうは何もしてくれなかった、と割と冷たい対応だったとあまり信用されていない、と言うのが現況ですね、引き続き探してから、どうしようもなかったら当面自己管理して下さい、というしかないかなという具合に思っています。以上です。</p>
議長	<p>どうもご苦労さんでございました。私達の現地調査も長かったですが、農業相談員も大変だったようでございます。ご苦労様でございました。ありがとうございます。一応農業相談日のほうの報告も終わりましたが、委員の皆さんより何か質問等がありましたらお願い致します。もし無いようございましたら、私の方から簡単に県での状況についてを報告しておきます。先々月出ました、先月ですかね農地の除外申請で●●●の件がダメという事になりましたけど、この件につきまして先月振興課が来てなかったんで</p>

	<p>出来なかったで、先月の終わりの28日には振興課は来てましたんで、振興課の方にそのような事案があるんだけれどどうにか出来ないのか、と法律は法律でよく分かるけれど法律を変えるなり何なりしてもう少し考えてくれないと実際に保全管理がほかのゆりでの保全管理ができる場所も農地としての保全管理が難しいのでどうにか考えてほしい、という事で県の方に言ってあります。回答はですね、12月の常設審議委員会の方で文書で回答する、という回答を頂いておりますので、またその回答が来ましたら、どうするかという事について考えていきたいと思っておりますし、もう一つは市の方の振興地域の関連する都市計画の関連してくるんですけど、そっちの方で緊急にそういう風な問題をどうするかという事を考える方法もあるな、というふうには思っております。またなんらかの進展なり、まあ後退になるかわかりませんが、何かありましたらご報告致します。私の方からは以上でございます。事務局の方から宜しくお願い致します。</p>
事務局	<p>私からは2点ございまして、まず1点目は今後の予定についてになります。令和4年の12月の日程についてをご覧下さい。総会は12月12日月曜日午後2時から美祢市民会館2階第2会議室で行います。次に農業相談日は12月13日火曜日、時間は10時から。相談委員 美祢地区 中野委員、美東地区 倉増委員、秋芳地区 安富委員で宜しくお願い致します。次に現地調査ですが、実施日が12月5日月曜日。時間は9時から、当番委員は岸委員、馬屋原委員、農業委員会事務局に午前8時50分集合でお願い致します。次に2点目になりますが、次期の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集についてになります。農業委員や推進委員の任期が令和5年7月19日に満了となるため、12月1日から令和5年1月10日までの間、募集を行いますのでお知らせ致します。募集の周知方法は市役所や各総合支所等での掲示板での掲示、それから美祢市の広報誌やホームページに掲載する事にしております。私からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは終わりたいと思います。</p>

午後 2 時 5 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 4 年 1 1 月 1 5 日

議長

署名委員

署名委員